

早稲田大学 法学部 レポート

科目名	環境法 I	土曜日 2限
担当教員	森本 英香	
受付期間	締 切: 7月 30日(土)	
提 出 先	Course N@vi 【締切時間 23:59】	
書 式	書式指定: Word ※Course N@vi への提出の場合は、原則として Microsoft Word (.doc、.docx のみ) 字数制限: 2,000 字 ~ 3,000 字程度	

(Box) ➤

課題題目 (課題内容)	別紙のとおり
----------------	--------

平成28年度前期課程 環境法1

「レポート課題」

講師 森本英香

Hidemori1212@gmail.com

環境法は、種々生じる環境保全上の課題に対処するための有力な政策手法の一つですが、そうした役割を担うが故に、課題の変化に柔軟に対応して、効果的に機能することが求められています。

したがって、公害、自然保護、廃棄物などの分野毎に、課題がどのように変化していったか、環境法が課題の変化にどのように対応していったか、今十分に対応できているか、今後の展望はどうか、という視点が大事です。

つきましては、次のお題から「一つ」を選び、上記のような視点に
立って、2000字～3000字程度でレポートを記述して下さい。

○締め切りは、7月30日（土曜）といたします。

○掲出先は Course N@Vi です

○不明な場合、お問い合わせは、上記アドレスに。

以下の3つから「一つ」選んで、レポートのテーマとして下さい

○環境法の生成・発展過程について記述して下さい。その際、法と訴訟の関係についても触れてください。

* 授業でお配りした「環境政策の進化」「答案の書き方—形式面・ビジュアルにこだわる—」などを参考にしてください。ただし、このお題を選択される場合には、授業でお配りしたレジメ（「答案の書き方—形式面・ビジュアルにこだわる—」）と同じにならないように工夫して下さい。

○自然保護の考え方の変遷について記述してください。また、「生物多様性」とは何かを説明し、自然保護法制に具体的にどのような反映されているかを記述して下さい。

* 本資料に添付されている「自然保護の分野」を参考にして下さい。

○廃棄物対策の考え方の変遷について記述して下さい。また、「3R」「循環資源」という考え方が、廃棄物法制に具体的にどのような反映されているかを記述して下さい。

* 本資料に添付されている「廃棄物の分野」を参考にして下さい。

(別添)

自然保護の分野

1. 自然保護の分野での課題の変遷

外貨獲得を目的に風致・景観の保全 ⇒ 貴重な自然の保護 ⇒
身近な自然保護も ⇒ 生物多様性保全

2. 生物多様性の概念

(省略)

3. 環境法の変遷（生物多様性の概念の立法への反映）

大きくは3つの流れ

・既存法の見直し

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法等既存法を見直して、「生物多様性」の観点を盛り込む作業

・「生物多様性基本法」というプログラム法を作り、今後の立法の方向性を示すとともに、同法に位置づけられた「生物多様性国家戦略」の策定を通じて、生物多様性保全の総合戦略を立てる作業

・種の保存法、外来生物法、カルタヘナ法などの制定、鳥獣保護管理法（鳥獣保護法抜本改正）を通じて、生物種に着目した取組を進める作業

4. 今後の課題

・既存法改革が道半ば。

例えば、自然公園法。生物多様性の観点からの地域見直しが行われていない

(参考)

1873年(明治6年)太政官通知 1895年 狩猟法

1931年(昭和6年)国立公園法

1957年(昭和32年)自然公園法

1972年(昭和47年)自然環境保全法

1992年 生物多様性条約、種の保存法

1995年 生物多様性国家戦略

2002年 鳥獣保護法(抜本改正)、2003年 カルタヘナ法、2004年
外来生物法

2007年 エコツーリズム推進法、

2008年 生物多様性基本法、2009年 自然公園法(抜本改正)

2010年里山法(多様な主体の連携による生物多様性保全活動促進法)

2013年 鳥獣保護管理法(鳥獣保護法抜本改正)

廃棄物の分野

1. 廃棄物の分野での課題の変遷

公衆衛生（疫病予防）

- ⇒ 多量・有害廃棄物対策（不法投棄対策、有害物に健康・環境被害の対策、「安かろう悪かろう」「悪貨は良貨を駆逐する」という業界体質の改善）
- ⇒ リサイクル対策
- ⇒ 廃棄物を「循環資源」と捉えた対策

2. 法の変遷（「3R」「循環資源」の概念の立法への反映）

大きくは3つの流れ

2000年に制定された循環基本法では、処理の優先順位を法制化した。発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（マテリアル・リサイクル）、熱回収（サーマル・リサイクル）、適正処分の順。その観点から、現行法制を見てみると、

1. 廃掃法を見直して「循環」の観点を盛り込む作業

1970年の公害国会で一般廃棄物と産業廃棄物の区分を行うなど現行制度の骨格が作られ、累次の改正で、排出者責任の徹底、処理業者の体質改善に努力

その中で、循環の考え方導入として特筆すべきは、

- ・ 1991年の改正で、排出量の増大、不法投棄の横行を背景に、「抑制」「再生利用」を目的化
- ・ 1997年、リサイクルを促進するために「再生利用認定制度」導入、広域でのリサイクルを促進する広域認定制度
- ・ 廃掃法に基づく基本方針などに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の盛り込み など

2. とはいえ、廃掃法は、廃棄物の適正処分（その一環の減量化としての「焼却」を含む）に重点。リサイクルを促進するために、別途の法律、一連のリサイクル法を制定

「容器包装リサイクル法」１９９５年（平成７年）、「自動車リサイクル法」１９９７年、「家電リサイクル法」１９９８年、「建設リサイクル法」２０００年（平成１２年）、「食品リサイクル法」（同年）
これら、リサイクル法の特色・・・拡大生産者責任の導入

また、リサイクル商品の市場化を促進するために「グリーン購入法」２０００年（平成１２年）

３．「循環型社会形成推進基本法」２０００年（平成１２年）の制定

個別リサイクル法が整備される中、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の考え方、「循環資源」の循環的利用、処理の優先順位など位置づけ、体系化。

今後の大きな方向性を法制化。

また、「循環型社会推進基本計画」の策定を政府に義務づけ、継続的進展を求める

３．今後の展望・課題

廃掃法の改正、各種リサイクル法の制定でリサイクルは相当進んだ。しかしながら、「排出者責任」の徹底に比べて、拡大生産者責任の徹底が遅れている。

例 容器包装リサイクル法

自治体の負担大きい。リサイクルすればするほどコストがかかる。
事業者（容器製造販売、容器入り製品販売）の責任の徹底がはかられていない。

その結果、ＤｆＥ（リサイクルしやすいような製品デザイン）が進んでおらず、排出の抑制が進んでいない。

また、循環法で「廃棄物」概念を超え、有価物も含めた「循環資源」の考え方がもりこまれ、また、平成２４年の小型家電リサイクル法のように、廃棄物中の希少金属資源に着目したリサイクル制度も発足しているが、まだ、端緒。

(参考)

1954年 清掃法

1970年 廃掃法（清掃法抜本改正） 公害国会で成立
一般廃棄物と産業廃棄物の区分、処理基準の設定、廃棄物処理業
許可制度導入など

1976年 廃掃法改正

1991年 廃掃法（抜本改正）・・・排出量の増大、不法投棄の横行を背景に
抜本改正

「抑制」を目的化、事業者などの責任の強化、マニフェスト制度導
入など規制強化、不法投棄取り締まり強化

資源リサイクル法制定

1995年（平成7年） 容器包装リサイクル法

1997年 廃掃法改正・・・再生利用認定制度導入、ミニアセス制度の導入
など

自動車リサイクル法

1998年 家電リサイクル法

2000年（平成12年） 循環型社会形成推進法、建設リサイクル法、
食品リサイクル法、グリーン購入法、廃掃法改正

2003年～2006年毎年・・・排出者責任の徹底、廃棄物業者の優良化の
徹底

2006年 容器包装リサイクル法改正

2010年 廃掃法改正

2012年 小電リサイクル法